

Title	平成一八年度一学期法学部試験問題
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2007, 56(6), p. 263-275
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55096
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

平成一八年度一学期試験問題 大阪大学法学部

得した。 なっているので、別れて欲しい」と打ち明けられて、 するため仕方なく、 にX女に二億円を支払う旨記載した書面を書くようY男 二日夜、 は結納を取り交わしたA女がいて、 .要求した。そこでY男は、 平成一四年一二月三一 ところが、 X 女は、 突然泣きわめき、結婚式を挙げる代り 書面を書くことで済むものならばそ 結婚式の前日である平成一五年二月 旦 明日に迫った結婚式に出席 X 女は、 近く結婚することに Y男から 「自分に

また、X女も、一介の給料生活者のY男が二億円という活を解消するためには特に金を払うつもりはなかった。ることは考えていた。しかし、Y男は、X女との同棲生などしてその生活が一応安定するまでは多少の面倒を見した。確かに、Y男は、同棲生活解消後X女が就職する払います。」と記載した書面を作成し、これをX女に渡払います。」と記載した書面を作成し、これをX女に渡

大金を将来X女に支払えるとは考えていなかった。

Y男とA女が結婚し、Y男とX女との同棲生活が解消

ている。

でいる。

なれた後においても、平成一五年一二月まで、X女とYとは肉体関係を持ち続けていた。その間、つまり同棲と活解消後に肉体関係を継続した間、Y男はX女に対し、工女の生活費及びX女がその夫と離婚して将来喫茶店をとは肉体関係を持ち続けていた。その間、つまり同棲された後においても、平成一五年一二月まで、X女とY

法的三段論法を用いて説明しなさい。 きるだろうか。 をるだろうか。 に関の支払を求めることがで

【問2】 企業Yは、学生Xを雇用した。その後、Yは、X

さなりらここができらざらうか。
 又はYに対して、解雇の無効を主張して、報酬の支払理由として解雇を告げた。

法的三段論法を用いて説明しなさい。を求めることができるだろうか。

が今後自力でかせぎました金額の内から将来二億円を支

金額がいくらであろうとそれにこだわる必要はないと

X女の言うままに「X女と別れるに際しまして私

(阪大法学) 56 (6-263) 1585 [2007.3]

▼民法1小杉茂雄教授	(6) 「米朝枠組み合意」
自らの意見を展開しなさい。	(5) 核不拡散条約 (NPT)
いくつかの具体例を挙げて判例の傾向を整理したうえで、	(4) 単独行動主義 (unilateralism)
3 行政手続の瑕疵が処分の効力に及ぼす影響について、	(3) 現実主義
論じなさい。	(2) 理想主義
為が違法と判断される基準についても、具体例を挙げて	(1) 勢力均衡
とは可能か。可能であると考える場合には、これらの行	れぞれ四行程度で説明しなさい。
2 公立学校の退学処分や単位不認定を取消訴訟で争うこ	2 次の項目(国際政治の用語)より五つを選択し、そ
なさい。	1 国内政治と国際政治の違いについて述べなさい。
1 行政権限の代理、委任および専決の異同について論じ	問題Ⅱ 国際政治学
次の三問の中から二問を選択して答えなさい。	はなぜだと考えられるか。説明しなさい。
▼行政法1大久保規子教授	べて、内閣提出法案の成立率が低い傾向にある。それ
(資料:日本国憲法 省略)	2 日本では、同じ議院内閣制の国であるイギリスと比
設問2 日本国憲法下の「行政権」の意義について述べよ。	(3) 影響力資源
いても、説明せよ。	(2) 業績投票
現代立憲主義の下でいかなる追加・修正を受けたかにつ	(1) 自然独占
設問1 権力分立原理について説明せよ。その際、それが	数行程度で説明しなさい。
下記の設問1、2それぞれについて解答せよ。	1 次の語句の意味を、具体例を挙げながら、それぞれ
▼憲法Ⅰ高田篤教授	問題 Ⅰ 政治過程論・現代日本政治
レポート・平常点	上川龍之進助教授
▼日本の法制度瀬戸山晃一講師	▼政治学概論尹景徹教授

(阪大法学) 56 (6-264) 1586 [2007.3]

(7)

瀬戸際外交

① 1

Aは、大阪に本店のあるB会社に勤務していた。東

問 2

Ⅹは、平成七年一○月に、

土地を購入したが、公道

たので、

に面する間口がせまいという指摘が取引銀行からあっ

間口を広めるために、Sから本件土地を購入

は間違いで、転勤の辞令はでなかった。 ので、貸主Cと賃貸借契約を締結した。ところが、 とした。条件にあった東京のマンションが見つかった ったので、 京に転勤の噂があり、 東京で賃貸マンションの一室を借りること 子供も東京の大学に入学が決ま

した。

言っていた場合と、 張したいが、Aの錯誤無効の主張は認められるか否か AがCに対し、東京転勤になるから借りるのだと は、 上記賃貸借契約の民法九五条の錯誤無効を主 言っていない場合とに分けて論じ

2 条の錯誤無効を主張することができるか否かについて 営業部から経理部に配転となっただけであった。 カナダ支社の転勤辞令はでず、 勤を条件とすることを明示していた。ところがEは、 す契約を締結した。契約にあたって、Eは、カナダ転 ェの新車を会社の同僚Fに月2万円の賃料をとって貸 に転勤の話がでていた。Eは、 E は、 D会社本店に勤務していたEは、 Fに対し、 ポルシェの賃貸借契約の民法九五 同じD社本社のなかで 買ったばかりのポルシ カナダのD社支社

> あった。Xが購入して、TからXに所有権移転登記が なお、本件通路部分を含む本件土地の登記名義はTで む本件土地を、 使用してから、二〇年以上経って、本件通路部分を含 をYが先代から引き継いで、占有、 に、Yの先代がコンクリート舗装して開設し)、それ 路としてコンクリート舗装してあり Yが本件土地の西側に建っているYの建物の専用進入 Yの先代及びYが本件通路部分を、開設、占有: しかし、本件土地の大部分(本件通路部分)は、 同地の所有者であったTから購入した。 使用し続けている。 (昭和四八年二月

るか否かについてできるだけ詳しく論じなさい。 く困難となることを知っていた。 本件通路部分を利用できないと公道からの進入が著し リート舗装した状態で利用していたこと、もし、Yが X は、 Xは、Yが本件通路部分を専用進入路としてコンク Yに対し、本件通路部分の所有権を主張でき

なされている。

日本近代法史 -------中尾敏充教授

下記の二問について、答えなさい。 ①明治六年三月二五日太政官第一一四号布告の かについて、 ①及び②の資料から、どのようなことが問題となるの 論じなさい

官有地:各所公園地山林野沢湖沼ノ類旧来無税ノ地ニ

部

(阪大法学) 56 (6-265) 1587 [2007.3]

シテ官簿ニ記載セル地ヲ云

ヲ売買スル等総テ大蔵省成規ニ従フ可シ尤地 右地所ハ政府ノ都合或ハ人民ノ願ニヨリ之レ

券ヲ発スルニ及ハスト雖モ其坪数地方官ノ帳 簿ニ書載シ置へシ

公有地 野方秣場ノ類郡村市坊一般公有ノ税地又ハ無 税地ヲ云

公有地ノ証トシテ地券ヲ渡シ地租区入費ハ該 右地所ハ本庁ヨリ其公有セル郡村市ノ戸長

地ノ景況ニ仍リ収入セシムヘシ尤開墾牧場等

ニテ其得失ヲ詳明シ村方故障ナケレハ成規ニ ノ為メ私有地トナサント欲スルトキハ管轄庁

随テ払下可シ 但公有地ノ内自然村方ニ出金致シ買入レタ

ダール

、地所ハ売買トモ村方一統ノ自由ニ任ス可

②明治七年一一月七日太政官第一二〇号布告の一部 官有地第三種 地券ヲ発セス地租ヲ課セス区入費ヲ賦

セサルヲ法トス 但人民ノ願ニヨリ右地所ヲ貸渡ス時

屋敷等其他民有地ニアラサルモノ 山岳丘陵林藪原野河海湖沼池沢溝渠堤塘道路田畑 ハ其間借地料及ヒ区入費ヲ賦スヘシ

> 民有地第二種 (地券ヲ発シ地租ヲ課シ区入費ヲ賦ス

ルヲ法トス) が欠落?

院郷倉牧場秣場社寺等官有地ニアラサル土地ヲ云 人民数人或ハー村或ハ数村所有ノ確証アル学校病 但此売買ハ其所有者一般ノ自由ニ任スト雖モ潰 地或ハ開墾等ノ如キ大ニ地形ヲ変換スルハ官ノ

明治一〇年から明治一二年にかけて行われた「天皇親

許可ヲ乞フヲ法トス

政」をめぐる二つの官制改革について、論じなさい。

(2)

問 1 ▼政治学原論 民主主義 (democracy)、あるいは民主化 (democrati ………河田潤一教捋

zation)に有利な条件と不利な条件を、ロバート・A

きるだけ詳しく論じなさい。 ントン(Samuel P. Huntington)の所論に言及しつつで (Robert A. Dahl)、及びサミュエル・P・ハンチ

(2) (1) 想像の共同体 (imagined community)

問 2

以下の語について簡潔に説明しなさい。

(3) 投票行動のミシガン・モデル 『孤独なボウリング』 (Bowling Alone)

問 ·刑事訴訟法 次の二つの問いに答えなさい。 次の①~③のテーマのなかから二つを選択し、それ

………松田岳士助教授

ぞれ一五行以内で論じなさい。

(阪大法学) 56 (6-266) 1588 [2007.3]

て代金を取り戻すことができるだろうか

Y所有の船とX所有の船が両船長の過失で衝突し

(2)

(1)

問 2

後には沈没当時の十倍以上に騰貴し、

0

中古船の

ん価格

船

価

は、

戦争の影響で沈没から二年

現在では再び沈没

(7)

Xの船だけ沈没した。

市場では、

沈没したXの船と同様

(6)

追認できるかという議論は、

(5)

- (1) 逮捕と勾留 の関係
- (2) 令状主義の趣旨とその妥当範囲
- 問 2 (3) 違法収集証拠排除法則の各証拠法則との関係に触れなが 自白の証拠能力につい 訴因変更の要否

て、

伝聞法則、

自白排除法則

【問1】 Yは江戸時代初期の骨董品を蒐 •民法2 ら論じなさい。 ………田中宏治助教授 集している。 Χ

はYに絵巻物を売り、

もし品物が江戸時代初期のもので

示して、

具体的かつ簡潔に解答しなさい。

が崩壊し絵巻物も焼けて無くなってしまった。 はないことが判明したが、 し及び代金支払後、 なければ契約の解除を認めるという特約を結んだ。引渡 この絵巻物は江戸時代初期のもので 間もなく大地震のためにY宅

市場ではほとんど価値が無かった。Yは契約を解除 契約を解除して代金を取り戻すことができるだろうか では江戸時代初期のものと同等の価値があった。 実は、 実は、 焼けた絵巻物は後世に複製された贋物であり 焼けた絵巻物は室町時代のものであり、 Y は 市場

- 当時の価格にまで下落している。 . 第三者と傭船契約を結んでいて、 他方、 船価の数倍に上る多 沈没前にXは既
- せば得られたであろう傭船料の賠償とを請求できるだろ 額の傭船料を得る予定であった。 XはYに対し、 ①騰貴した船価の賠償と、 ②傭

船に出

▼商法2 下記七問中五問を選択して、根拠条文を明記 下真弘教授 理由を

うか。

するのはなぜか。非公開会社ではどうか れるか。授権株式 新株発行は本来どの機関の権限に属するものと考えら (授権資本) 制度で授権の限度を法定

- (3)(2)約しないか。株主平等原則との関係で問題はない 少数株主権という考え方 事業譲渡の制度に加えて、 (制度) は、 会社分割の制度を置い 株主の権 莉 たの で制
- (4) がその前提となるか。 表見代表取締役が成立する要件として、取締役の行為
- から奪うことはできないか。 剰余金を配当するには資本金等を控除しなければなら 株主の配当請求権は、 株主総会決議によっても、 株主

法定の要件を満たさない財産引受けについて、 どうしてか。その共通点と相違点も挙げなさい。 何を問題としているの 会社は

(阪大法学) 56 (6-267) 1589 [2007.3]

ないが、 それはどういうことか。また、分配可能額を超

えた配当は、どうなるか。理由を示し説明しなさい。 ------武田邦宣助教授

1 ▼経済法 (映画鑑賞のチケット代)を提示している。多くの映画 映画配給会社Xが、映画館に対して、 標準的な料金

2 館はそれに従っている。独禁法上の問題はないか。 映画配給会社Xが、自らが提示した標準的な料金に従

知的財産法 給を拒否した。独禁法上の問題はないか。 わず割引料金を設定している映画館に対して、茶園成樹教授 映画の配

以下の三問に答えなさい。 Xは、特許出願Aを行った。その願書に最初に添付し

許請求の範囲には記載されていないが、 っており、 った。Xは、出願Aの出願日より前に、 た特許請求の範囲に記載された発明は、 α発明は、 出願Bの願書に最初に添付した特 特許出願Bを行 明細書には記載 α発明だけであ

されていた。 がなされた。 出願Aの出願日より後に、 出 願Bの出願公

た特許請求の範囲について補正はなされないものとする。 どのような場合であるか。なお、 ることができない場合はあるか。 Xが、出願Aについて、 出願A及び出願Bについて出願人名義変更はなさ 出願Bとの関係で特許を受け あるとすれば、それは 出願Aの願書に添付し

れないものとする。

2 特許権」という。)を有している。本件特許権の存続期 Y は、 医薬品βの発明について特許権

ŋ 事法上の製造承認申請をするために、二〇〇六年七月よ ○○八年八月より医薬品βを製造販売したいと思い、 っている。 承認申請書に添付すべき資料を得るのに必要な試験を行 Υの承諾なしに、βを生産し、これを使用して製造 Zの行為は、本件特許権の侵害となるか。

▼ 民事訴訟法 -----池田辰夫教授 仁木恒夫助教授

特許権の消滅事由について説明せよ。

以下の設問のすべてに解答しなさい。

2 1 法上の論点が少なくとも一つ含まれるように設問を作成 上記1の紛争が、民事訴訟事件となったとして、手続 民事紛争を一つだけ、物語風に具体的に記述しなさい。

論じなさい。 上記2の設問について、論点を提示した上で、簡潔に

3

しなさい。

問題 ▼国際経済法 以下の一○問を読み、それぞれに含まれる主張 ·川瀬剛志助 判断ま 助教授

たは記述が、WTO協定および附属書の関連規定に照らし

間が二〇〇八年七月二一日をもって満了する。Zは、 (以下、「本件 (阪大法学) 56 (6-268) 1590 [2007.3] 1

て、法的に

-誤っている場合には×を付けた後に、 -正しい場合には○を付けなさい。また、 目安にその理由及び正しい解釈とその帰結を簡単に記述 一問あたり五行を

しなさい。

ただし、 その際、 −全問に○、 する。 または全てに×を付けた場合、 全問不正解と

3

X国は内国税である3%の消費税の適用につい

て、

をGATT二条違反とした。

-根拠となる法令の条文を詳しく項・号まで解答中に示す も言及し、事件名を明記すること。 先例となるパネル・上級委員会の判断があれば、それに

定のみならず、附属書を含めた協定の総体を指すこととす なお、問題文中「WTO協定」とあるが、 マラケシュ協

4

2 なお、 白にX国に課せられた内国民待遇供与の義務に反する 自動車に限って応札を認めたが、このX国の行為は明 Y国は、音楽配信機能付き携帯電話を分類項目 X国は中央官庁の公用車の調達にあたり、 X国は政府調達協定に加入していない。 X国産の . 「情

関税率7%)に分類変更した。当該産品をY国に多

通信機器

ゼロ

1関税)

から同

「オーディオ機器」

めなかったとして、

改めてA国措置の輸入増加要件適

合性を認めた。それ以外の重大な損害、

因果関係等の

ーフガード協定二条一項の解釈によって輸入増加を認 として、上訴した。上級委員会は、パネルは誤ったセ きなかったと判断し、X国の請求を認めてY国の措置 該産品を「オーディオ機器」に分類することは予見で 許に関する両国の交渉経緯を検討し、X国はY国が当 ぱら直近のウルグアイラウンドにおける問題の関税譲 るとして、 く輸出していたX国は、これをGATT二条違反であ パネルに付託した。そこでパネルは、もっ

よりもむしろ優遇しているのであって、GATTの %の課税を行っており、これらの免税輸入品を国産品 している。 部の安保上の友好国からの輸入品についてのみ免除 X国は国産品については例外なく一律に3

協定違反を認定した。A国はこのパネルの判断を不服 事実認定を含めて全く判断することなく、A国措置の の増加を立証していないとし、残余の論点については パネルは本件措置の発動にあたり、A国は十分な輸入 セーフガード協定違反としてパネルにこれを付託した。 かなる規定にも違反しないと理解している。 A国のトマトに対するセーフガードにつき、B

(阪大法学) 56 (6-269) 1591 [2007.3]

5 輸入を禁止した。 βを含む製品をX国に輸出するY国 クをゼロに抑制すべく、βおよびβ含有食品の全ての を審理し、事実認定を行い、協定適合性を審査した。 定を行わなかったので改めてパネルに提出された証拠 パネルが判断しなかった点についてはパネルが事実認 X国は食品添加物βの発ガン性を懸念し、このリス

ほぼゼロであることも示していた。また、βの代替物 な量であって、その八割程度であれば発ガンリスクは たりのβの摂取総量は通常の生活では達し得ない相当 とを示している。しかしながら、発ガンに至る一人あ 的な摂取は胃ガンを誘発するリスクが相当程度あるこ はこれをパネルに付託した。 問題の危険性評価によれば、 確かに βの長期

であった。 に摂取を抑えられることは、X国政府の資料から明白 ける方が低コストで、それでも十分に発ガン閾値以下 剰を抑える使用規制やキャンペーンで消費者に訴えか 考えれば、 完全な輸入・使用禁止よりも、 βの摂取渦

議の権能を代行する。

を開発・利用するX国内の生産者・消費者のコストを

が存在することを理由 このためパネルは、 ると判断した。 X国はビールと缶チューハイの販売について、輸入 より通商制限的でない代替手段 本件措置はSPS協定に反

6

を設けなかった。これに対してY国は、当該規制をG のに対し、 が多い前者については量販店での販売を規制している ATT三条四項のもとでの同種の産品の差別であると 国産が主となる後者については同様の規制 (阪大法学) 56 (6-270) 1592 [2007.3]

主張し、 パネルは両者が規制以前は同様に酒類量販店で売ら 価格も似通っており、 パネルに紛争を付託した。 比較的低アルコール含有

は同種とは言えないと判断し、よってこれらを差別す 材料から物理的特性が異なることを理由として、 性がかなり高いことを認定した。しかし、 外見、味、 認識されており、その結果市場で競合し、相互の代替

(5~10%未満)

の清涼感のある飲料として消費者に

会期の間、つまり殆どの期間は、 る当該規制はGATT三条四項に反しないと判断した。 一年に一度の頻度で数日間程度開催されるが、会期と WTOの最高意思決定機関である閣僚理事会は最低 一般理事会が閣僚会

7

この五年間の熱延鋼板の輸入増加はこの要件を充足し 協定二条一項は単に輸入の増加を要求しているので、 X国政府は、 準に達したので、X国政府はセーフガードを発動した。 年少しずつ増加しているが、これが今年相当程度の水 X国においては五年ほど前から熱延鋼板の輸入が毎 GATT一九条一項およびセーフガード

準にある。
本的にX国国内産業の収益は高水ない結果であり、基本的にX国国内産業の収益は高水による建設ラッシュで国産熱延鋼板の生産が追いつかによる建設ラッシュで国産熱延鋼板の生産が追いつか

10 X国は、欺瞞的表示から消費者を保護する名目で、 り X国は、欺瞞的表示から消費者を保護する名目で、 がる Y国は当該産品を「鮭缶」として X国に輸出できず、 X国の措置は TB T協定に要請されているように 国際的な規格・基準に基づいていないと主張した。パネルはこの主張を認めた。なお、コーデックス委員会 やルはこの主張を認めた。なお、コーデックス委員会 の基準では、「鮭」に該当するのは Y国の缶詰めに使 用される種類を含む全一四種類である。

区 X国はY国特殊関税法のうちダンピング防止税調査 手続におけるゼロ計算に関する規定につき、「法それ 手続におけるゼロ計算に関する規定につき、「法それ ある特殊関税法施行令をパネル設置要請書にY国の措 ある特殊関税法施行令をパネル設置要請書にY国の措 ある特殊関税法施行令をパネル設置要請書にY国の措 ある特殊関税法施行令をパネル設置要請書にY国の措 ある特殊関税法施行令をパネル設置要請書にY国の措 ある特殊関税法施行令をパネル設置要請書にY国の措 のとき X国はY国特殊関税法のうちダンピング防止税調査

税法+施行令)が含まれることをもって、そこに特定

断を示した。 についてパネルの審理の対象外とするという先決的判に入るものと理解されず、よって同ガイドラインされないガイドラインがパネルの付託事項の範囲に自

ガーイウス『法学提要』の編別構成の持つ特徴と意義ローマ法 ………林智良教授

法社会学 ………………………福井康太助教授由に論じなさい。法学者による法創造とローマ法の発展について、講義

(2)

(1)

を論じなさい。

論評にあたっては、講義中に採り上げられた論点を適宜責任が拡張されていく最近の傾向について論評しなさい。「契約自由の原則」の意義について論じた上で、契約つぎの各問題のうちから一問を選択して論じなさい。

い。その際、訴訟手続は時間がかかること、金銭賠償しなさい。持論を展開するにあたっては、裁判制度の得意分野と不得意分野、ADRの得意分野と不得意分野を磨がついて述べた上で、医療医療紛争が深刻化する構造について述べた上で、医療医療紛争が深刻化する構造について述べた上で、医療を療紛争が深刻化する構造について述べた上で、医療を照しつつ問題点を抽出すること。

3

な 医 。 野 の 展 適 さ 製 音 な 療 を 得 開 宜 い 糸 (阪大法学) 56 (6-271) 1593 [2007.3]

か求められないことなど、 裁判制度の限界に留意するこ

ラスメントといった職場トラブルが急増している最近の 職場いじめ、 パワー・ハラスメント、セクシャル・ハ

·比較法文化論 ··························三阪佳弘教授

を展開しなさい。

傾向の背景を明らかにしつつ、可能な対策について持論

問題1と問題2の両方について解答しなさい

問題 1 の法文化」という観点で分析検討しなさい。 現代日本の民事訴訟率の推移」について、「訴訟回避 第八回講義のパワーポイント資料「1-2 近代

問題2 まず、以下の文献において、「法文化」(文献中で は「日本特有の基層文化」「歴史・風土」「長年にわたっ

るか、という観点から、本講義の内容を整理して記述し るものを指す)がどのようにとらえられているかを検討 しなさい。そのうえで、「法文化」をどのようにとらえ て形成されてきた国民意識」というタームで表されてい

なさい(引用文献が刑事司法に関するものであるからと

刑事司法に限定するものではない)。

が海に囲まれているという地理的状況もあって、その間 ての体制をとって以来長年月の歴史を有しながら、 わが国は、 比較的温和な自然条件に恵まれ、国家とし 四周

> を根底から変革するほどのものではなく、おおむね統 あるにはあったが、一時的・小規模なもので、国民生活

異民族による征服という経験を経ておらず……、

内乱も

culture)を育んできた。わが国のごとく、長期間にわた された政治体制のもとに、日本特有の基層文化 「一民族、一言語、一文化」の状態が維持され たの

は、 法機関は〝お奉行さま・岡っ引き〟時代の遥か以前から 史・風土のなかにあって、わが国の警察をはじめ刑事司 世界の中でも珍しいといわれる。こういう独特の歴

ことができたうえ、公務員は「天皇の官吏」として位置 づけられたためかえって「お上(おかみ)」意識を助 権利・自由が法律によってならばこれを奪い、 制限する

欧米の権利思想が移入されたが、明治憲法では、 民衆の外側にあるものとして意識されてきた。明治以降

国民の

させ、 仕者」へ様変わりしても、長年にわたって形成されてき また今次大戦後、「天皇の官吏」から「全体の

真実にできるだけ近づこうとする熱意と誠実さに期待し、 自らの手で悪を裁こうという態度には出ず、司法官憲の た国民意識は容易には変革していない。かかる国民は

そこに自分達の正義感情の満足を求めようとする。 ……実際の運用面ではわが国民性に合致する方向で 民事訴訟法をモデルとした英米法的な)刑事訴訟法

のみ機能することになる。そうすると、情緒的感性を有

(阪大法学) 56 (6-272) 1594 [2007.3]

は、到底わが国民の期待に適うものとはいえない。は、到底わが国民の期待に適うものとはいえない。とする法制では、客観的真実に照準をあてたものであってこそ、わが国民の納得が得られるものであって、スポーツ的訴訟が国民の納得が得られるものであって、スポーツ的訴訟技術の巧拙によってことを決するのでは、国民が満足するとは思えないし、いわんや、当事者処分主義的な運用るとは思えないし、いわんや、当事者処分主義的な運用は、到底わが国民の期待に適うものとはいえない。

査における弾劾主義というようなことにはなじみにくく、
 査における弾劾主義というようなことにはなじみにくく、
 査における弾劾主義というようなことにはなじみにくる、
 費においては、実体真実発見の観念こそ重要であり、当事者主いては、実体真実発見の観念こそ重要であり、当事者主いては、実体真実発見の観念こそ重要であり、当事者主義、デュー・プロセスは実体的真実主義に奉仕するため、
 その限度において存在するものであり、それが独自の目のをもつものではない。そして、わが国においては、

非難することはあるまい。(土本武司『刑事訴訟法要論』うに、日本の刑事司法は検察と裁判との二重構造によって運営されているのがその実体であるが、そうであってで連営されているのがその実体であるが、そうであって

▼ヨーロッパ法 ・から引用)

 \exists

ハネス・キメスカンプ助

▼アジア法論 ························高見澤磨講平常点

そういう訴訟運営は誤判の危険を増大させる。その誤

下線を引くこと。とりあげた五つについては概念、主張、人物などを五つ以上あげ、その意義や役割原因について論じよ。ただし、授業でとりあげた事実、原因について論じよ。ただし、授業でとりあげた事実、題(日本はなぜ米国と戦争することになったのか、その

以下の二つの問いに答えなさい。

問

1

戦後日本において、もし自民党の長期政権が

7成立

なっていたと考えられるか。その理由とともに論じなさしなかったとしたら、日本の行政は、どのようなものに

日本の行政組織における情報処理の方式とそれを

問い 2

感情によく適合する。その意味では、公判は捜査の結果

捜査において真実を発見し、事実を確定して、裁判にお

てはそれを説得し、

明確にするということの方が国民

悟

莇

教授

(2) ▼国際契約法 ▼法医学 ▼比較政治 ………………………………尹景徹教授 7 5 レポート 3 2 しなさい。 3 1 も論じなさい。 補完する諸制度について述べた上で、その功罪について 次の三問から、二問を選択して解答しなさい 次の事項から四項目を選び、 して述べなさい。 を比較して述べなさい。 南北ベトナムと南北朝鮮の分断国家形成過程を比較 日清戦争と日露戦争の結果が朝鮮半島に与えた影響 安内攘外策 江華島条約 軍部大臣武官制 NPT (核拡散防止条約) 日朝平壌宣言 米朝ミサイル協議 ワシントン体制 対華二一ヶ条要求 ………的場梁次講師 それぞれ四行程度で説明 について説明しなさい。 2 ▼カナダ法 ………………クレイグ・マーティン講師 平常点 に提起した。 たので、XはY社に損害の賠償を求める訴えを大阪地裁 に輸入して右液晶パネルを拡布し、よってXに対し右A 月三一日に至るまでの間、右テレビ合計二〇万台をA国 Y会社は、右特許と同一内容の日本特許を実施して製作 レポート・平常点 国特許権の侵害によりその実施料相当額の損害を蒙らせ 晶テレビを製作し、平成一三年五月頃から同一七年一二 した液晶パネルを他より大量に購入しこれを使用して液 次の文章を読んで、各問に答えなさい。 次の文章を読んで、各問に答えなさい。 Xは、A国で登録されたA国特許の特許権者である。 日本の輸入業者である南洋物産は、ブラジル国の輸出 すべきか。 大阪地裁は、Xの請求をどこの国の法によって判断 Xの請求は認められるか。 ヨハネス・キメスカンプ助教授 クレイグ・マーティン講師 野村美明教授 竹中浩教捋

(阪大法学) 56 (6-274) 1596

[2007.3]

・外国語文献研究1・2

……………重井輝忠助教授

業者であるインスチチユート・ド・アルコール

(以 下 訟を提起したい。

日本に裁判管轄はあるか。なお、

(3)

(2)

(1)

これを堪航能力及び堪貨能力のある状態におくことにつ その所有船ウソダネ号に船積してブラジル国サントス港 ある南洋物産に交付した。一方、RDLは、本件原糖を 下 を持つ海運業者であるロイアル・ダッチ・ラインズ(以 いて注意義務を怠ったため、多数の袋に海水濡れを生じ から大阪港まで海上運送したが、ウソダネ号の発航当時 から本件船荷証券の発行・交付を受け、これを荷受人で ンダ国アムステルダム市に本店をおき日本国内に営業所 インスチチユート」という) 「RDL」という)と海上運送契約を締結し、RDL インスチチユートは、 から本件原糖を買受けた その荷送人として、オラ

DLは大阪に営業所を有している。

西洋政治史 ……非田由美子講師

省略

一六〇万円を下らない原糖の毀損を生じさせた。 険は、 する商事法定利率による遅延損害金の支払を求める訴 DLに対する上記(1)の請求権を代位取得した。 件原糖を保険目的とする積荷海上保険契約に基づき、 めには、 三七万六一八〇円の保険金を支払って南洋物産のR 浪花保険株式会社は、 南洋物産はRDLに対し、 南洋物産とRDLとの運送契約の内容を証明するた RDLに対し右同額の損害賠償金及びこれに対 どの文書を示せばよいか。 南洋物産との間に締結した本 どのような請求ができる 浪花保